

カフーナ旭橋 C 街区自動販売機設置事業者募集要項

旭橋都市再開発株式会社（以下「施設管理者」という。）が管理するカフーナ旭橋 C 街区における自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項の各事項を確認の上、申込をしてください。

1. 募集物件

自動販売機設置（2台）

場所：那覇市旭町116番地37 カフーナ旭橋C街区（4階デッキ※）

※場所の詳細は別図参照

2. 募集条件等

(1) 設置事業者の地域要件

住所が沖縄県内にあり、自動販売機設置許可の実績があること。

(2) 支払料等

①設置期間

設置期間は、令和3年4月1日～令和4年3月31日とします。なお、契約満了3カ月前までに施設管理者または設置事業者が書面による意思表示がないときは、契約は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。ただし、設置事業者が設置条件等に違反する行為を行ったとき、その他施設管理者が必要と認めるときは、契約を解除することがあります。

②支払金額

設置事業者として決定した者が提示した支払手数料率に、毎月の販売実績（売上額）を乗じた金額を施設管理者に納入してください。

③光熱水費及びその他必要経費

光熱水費の支払い方法については、施設管理者と設置事業者との協議の上で決定し、その金額を②の支払金額と併せて毎月設置事業者が施設管理者に納入してください。

④環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種を設置に努めること。

(3) 使用上の制限

①契約書の条件を遵守し、支払料等を定められた納入期限までに確実に納めること。

②施設管理者の承認を得ないで自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は担保に供しないこと。

③販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。

④販売品目は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器としたお茶、水、炭酸飲料、コーヒー及びジュース類とし、酒類の販売は行わないこと。

(4) 維持管理責任

①商品の補充、釣り銭管理など自動販売機及び空き缶処理等の維持管理は、設置事業者が行うこと。なお、盗難等による商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧するとともに、設置事業者の損害について、施設管理者の責め

に帰することが明らかな場合を除き、施設管理者はその責めを負わないこと。また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

②衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

③自動販売機の故障・問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障等が起こった場合の連絡先を明記すること。

(5) 原状回復等

設置事業者は、設置期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状に回復してください。また、設置事業者は、施設管理者に対し原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した経費、有益権その他一切の費用について、補償の請求をすることはできません。

3. 応募申込手続

(1) 申込方法及び申込期間等

申込みは、郵送又は持参によるものとし、申込先及び申込期間は次のとおりとします。

申込先：旭橋都市再開発株式会社

申込期間：令和3年2月15日（月）～令和3年2月25日（木）

(2) 必要な書類

「応募申込書」を封筒に封入の上、提出してください。

4. 設置事業者の決定

(1) 期限内に応募申込書を提出した事業者の中から、最高の手数料率を提示した事業者を設置事業者とします。なお、同じ手数料率が2社以上ある場合は、くじにより選定します。

(2) 設置事業者の決定は、令和3年2月26日（金）を予定しています。決定後、応募者に決定手数料率及び決定した設置事業者名を連絡します。

5. 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ・ 正当な理由がなく指定する期日までに契約等の手続に応じなかった場合
- ・ 応募者の資格を失った場合

6. その他

(1) 契約手続に関する一切の費用（契約書に添付する印紙等）については、設置事業者の負担とします。

(2) 自動販売機を設置した後、販売に係る許可、認可等が必要な場合は、当該許可、認可等を受けたことを証する書類の写しを提出してください。

以上.

自動販売機応募申込書

令和3年2月 日

カフーナ旭橋C街区管理組合
管理者 旭橋都市再開発株式会社
代表取締役 稲福 具実 殿

申込人 住 所
(所在地)
氏 名
(法人名及び代表者名) 印
担当者氏名
電 話
F A X

貴社が実施する自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項の内容を承知の上、下記のとおり申し込みます。

<応募内容>

応募手数料率 : %

1. 応募手数料率は小数点一位まで算用数字で記入してください。
2. 設置事業者として決定した者が提示した手数料率に、毎月の売上金額を乗じた金額を毎月の支払金額とします。光熱費は別途協議するものとします。